

1. 開 会

司 会 ただいまから、千葉県環境審議会自然環境部会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます県自然保護課の高梨でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会は、本年度最初の部会となりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元に委員名簿をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

最初に、当部会の田畑部会長です。

次に、部会長から見て左側の委員から紹介いたします。

遠藤委員です。

親泊委員です。

原委員です。

次に、部会長から見て右側の委員を紹介いたします。

安藤委員です。

河添委員です。

露崎委員です。

長谷川委員です。

広瀬委員です。

なお、吉行委員につきましては、今のところお見えになっておりませんが、間もなくお見えになる予定となっております。

鷺谷委員におかれましては、本日は欠席されるという連絡がございました。

次に事務局です。

米田環境生活部長でございます。

嶋崎環境生活部次長でございます。

神子環境生活部次長でございます。

森環境政策課長でございます。

渡辺環境政策課副参事兼政策室長でございます。

近藤自然保護課長でございます。

鮎川自然保護課主幹兼保全企画室長でございます。

議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、

資料1が「本日の会議次第」でございます。

資料2が「議案」でございます。

資料3が「参考資料」でございます。

また、ほかに、1枚紙ですが、「環境審議会及び自然環境部会の進め方について」がございます。

もし、資料に過不足がございましたら、お申し出いただきたいと思ひます。
よろしくお願ひいたします。

本日の自然環境部会でございますが、部会委員数 11 名中 9 名の委員の出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第 33 条第 7 項の準用規定により、本部会が成立していることを報告いたします。

2. 自然環境部会長あいさつ

司 会 はじめに、田畑自然環境部会長からご挨拶をいただきます。

田畑部会長 改めましておはようございます。

今年度第 1 回ということですが、このほか今年は寒いので、まだ震えているところですが、皆さん、ようこそご出席いただきまして、ありがとうございます。

ご挨拶ということですので、一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。

本日、平成 17 年度の第 1 回ですけれども、たまたまこの期にご案内の懸案のような内容をどうしても審議しておかなければならないというような話で、知事から諮問があった「今後の新たな緑地保全の取り組み」について審議してほしいということでございます。

もともとこの問題は、公害問題が発生すると同時に、千葉県は特に埋立事業が盛んに行われて、いろいろな公害の防止をしなければならなくなった、その頃にできた制度であります、それがだんだん時間が経つにつれていろいろ見直しをしなければならぬということになってきたわけです。

もともと森づくりとか緑地の問題は多機能を持っているということは皆さんご承知のとおりでございますが、特に最近では、大気浄化はもちろんのことですけれども、気象緩和、特に温暖化の方向が都市化とともにやってきました、いろいろな都市の地域にダメージを与えておりますが、それに果たす役割というものは大変な効果をもたらしているということで、皆さんご承知のとおりであります。

特に最近では、二酸化炭素の問題などよくメディアの中で取り上げられて出てくるのですが、それに加えて地球温暖化の問題もそうですが、その対策についても緑地の効果というものは期待されているところであります。

加えて、千葉県房総地域では、緑地とともに多くの生き物が生息する場となっております、それに加えて生物多様性の面からも大変重要ですし、また新しくこの生き物問題については見直しをしていくというような話が環境省を含めて出ていますが、この千葉県においてもしかりかと思ひます。

そんなことを踏まえて、場所場所によっていろいろ違うのでしようけれども、それぞれの果たすべき緑地の役割というのは大変大きいと思ひます。

最近では、市民もそうですけれども、いろいろな専門家集団、NPO 法人を含めて、緑を根幹として地域づくり、あるいは地域おこし、あるいは地域の再生問題を促している。あるいは、それに直接に取り組んでいくという面が見えるわけですが、そういうことも含めて、きょうの知事から諮問された議題については十分な審議をお願いして、それで千葉県の緑の方向、緑地のあり方をもう 1 度再編成するというのが課題かと思ひますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

一言ご挨拶にかえさせていただきます。

では、よろしく申し上げます。

司 会 ありがとうございます。

3. 環境生活部長あいさつ

司 会 続きまして、米田環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

米田環境生活部長 米田でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は日程的に急なお願いにもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様方には、日ごろから本県の自然保護行政につきまして格別のご指導、ご助言を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、最近、いろいろなところで地方分権とか三位一体ということが言われてまいりまして、地方自治体も、独立独歩といえますか、中央と離れて自分たちの地域とともにしっかり生きていくんだというような方向がだんだん強まってまいりまして、そういう中で、いろいろな面で地方公共団体もお互いに競争といえますか、切磋琢磨といえますか、地域間競争といえますか、そういうものがいろいろな面で激しくなっております。そういうことを考えますと、例えば産業の面であっても、環境保全であっても、お互いに特色のある施策をやっていかないと、なかなか地域としてしっかりした足のついた自立ができないというような状況がございます。

そういう中で、このたび、一つは県内の経済の活性化ということと、もう一つは当然ながら環境の保全ということ、相矛盾するような形の中で調和点を見つけていくということ、これを命題として掲げて、いろいろ庁内で検討してまいりました。ある程度の方向性といえますか、我々の考えることがまとまってまいりましたので、ここで審議会の先生方にご意見をいただきまして、より良いものにしていきたいと考えております。

知事の言葉を借りますと、第三の道といえますか、今までは、緑地を保全するということ、県でやるとか企業でやるとかということを中心に考えてきたのですが、これからは、企業も企業県民であるという見方の中から、企業と自治体とその地域の人たちが、今はやりの言葉でいえばコラボレーションといえますか、そういう形でより新しい形で環境保全ができるような道をつくっていききたいと。そういう中で、環境もきちんと保全し、経済も活性化していく、そういうバランスといえますか調和点を見つけていききたいと考えております。

先ほど申し上げましたが、先生方には大変日程的に厳しいお願いをしております。実はこれは、私ども環境担当の部門と、経済活性化を担当する部門とで、ざっくばらんに申し上げまして、相当腹を割った激しい論争というものがございまして、なかなかお互いがうまくバランスを取っていく道を見つけるのに時間がかかってしまったというのが実態でございまして、まことに委員の先生方にも申しわけないと思っております。その結果を知事からの諮問という形で皆さん方をお願いしてご意見をいただくということにやっとなったわけでございます。ひとつその辺のことをおくみ取りいただきながら議論いただければありがたいと思っております。

特に日程的に、本日と2月9日の2回を部会に当てて、2月9日は部会の後に審議会そのものを開かせていただくということを考えておりまして、この点では日程的に先生方にまことに申しわけないと思っているのですが、これはお願いするしかございません。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

詳細につきましては担当課長、担当室長からこれから説明申し上げますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

司 会 ありがとうございます。

もう一方、委員の紹介をさせていただきます。

吉行委員でございます。

それでは、これよりご審議をお願いいたします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により部会長が議長を務めることになっておりますので、田畑部会長をお願いいたします。

田畑部会長 ご指名ですので、きょうの座長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどをお願いします。

審議に入る前に、議案の公開についてお伺いします。

この部会は、原則公開となっておりますが、議案によっては非公開にすることもできます。

きょうは傍聴の方はいらっしゃいますか。

事務局 はい。

田畑部会長 それでは、本日の議案は公開でよろしいですね。

(「賛成」の声あり)

田畑部会長 では、公開するという事に賛成いただきましたので、公開といたします。

なお、本日の会議録は、後日、事務局で作成し、本日ご出席の委員の了解を得た上で公開することになります。

事務局は傍聴者を入室させてください。

(傍聴人 入室)

4. 会議録署名人の指名

田畑部会長 次に、千葉県環境審議会運営規程第10条の規定により、会議録署名人を2名指名させていただきます。

長谷川 委員

河 添 委員

よろしくお願ひいたします。

5. 議案審議

議案第1号 今後の新たな緑地保全の取組に関する基本的な考え方について

議案第2号 議案第1号を踏まえた緑化協定制度の見直しについて

田畑部会長 それでは、平成18年1月16日付けで知事から千葉県環境審議会に諮問があり、

当部会に付議された議案について、審議をお願いいたします。

きょうは、

議案第1号 今後の新たな緑地保全の取組に関する基本的な考え方について

議案第2号 議案第1号を踏まえた緑化協定制度の見直しについて

二つの議案を議題として提案していますが、関連議案ですので一括して説明をお願いいたします。

では、事務局から説明をお願いいたします。

渡辺環境政策課政策室長 お手元の資料、議案第1号について説明いたします。

その前に、お手元に「環境審議会及び自然環境部会の進め方」という資料が1枚入っているとしますので、それについて説明させていただきます。

まず、きょうお集まりいただいておりますが、自然環境部会を2回、環境審議会を1回予定しています。ちょっと窮屈な日程になっておりますが、このような進め方を予定しております。

本日は諮問事項に関する審議ということで、この後、各先生方から十分ご審議をいただきたいと考えております。

第2回目ですが、2月9日、場所は京成ホテルになりますが、ここでは部会の報告の原案、答申案の原案に関してご審議いただきたい。そこで部会の報告、審議会の答申案を決定という形で進めていきたいと考えております。

同じ日の、午後1時半からですが、同じく京成ホテルで環境審議会を予定しております。そこで部会の報告、答申案の報告をして、それを踏まえてご審議いただいて、審議会の答申を決定していきたい、こんな流れを考えております。

それでは、議案第1号について説明いたします。「今後の新たな緑地保全の取組に関する基本的な考え方」というものでございます。

資料2、「基本的な考え（方向性）」という文章の紙1枚と、「イメージ図」ということでカラー版の図があると思っておりますので、それを見ながら説明させていただきたいと思っております。

まず基本的な考えですが、若干、緑化協定の経過について触れさせていただきます。

資料2とも少しダブりますが、もともと公害防止、生活環境を守るということでこの緑化協定が49年に設けられております。その中で企業、地元市、県で工場立地法を上回る緑化方法を定め、一定の役割を果たしてきたということでございます。これまで800を超える企業と協定を結んでまいりまして、1,200haもの樹林が県内で工場の敷地内で確保されてきております。こういった緑地については、特に埋め立てられた臨海部については非常に大きな緑として、公害防止、特に大気浄化、近隣の人々への安心感といった点で大きな役割を果たしてきたと考えております。

その一方で、49年から三十数年を経過して状況の変化というものが出てきたことも事実だと思っております。それが一つは、公害防止技術の進歩による環境負荷の軽減ということではなかろうかと思っております。大気環境等を見ても、近年、改善が図られてきているという状況にございます。

もう一つは、先ほど部長の挨拶でも申し上げましたが、自治体側の状況の変化。これは「地方分権の時代」ということで地域経営の視点ということが求められておりまして、産

業振興の必要性、全国一律の産業立地規格から転換が図られまして、工場立地法の改正により、地域の条例で緑地面積率の緩和が認められるようになったということがございます。

今回の見直しの視点といたしましては、

- ・県としてこれからの緑地保全をどう図るか
- ・緑の後退にならないような仕組みをどうつくるか
- ・その中で緑化協定の内容はどうあるべきか

ということを視点に検討してまいりました。それを「方向性」のペーパーの（２）環境問題と緑地保全でも述べております。

そういった検討をする中で、視点としてありますのが、森林等の緑の重要性が増しているということがございます。地域環境の保全だけではなくて、地球温暖化対策などからも緑の確保は必要になっているということがございます。そうした意味で、県全体としてすべての主体が緑化・緑の確保に取り組む必要があるだろう。

その中で、企業の役割というものをどう考えるのか。これまでは、企業の敷地の中で緑化協定として緑化をお願いしてまいりました。これからは、新たな地域と連携したパートナーシップとして企業にも加わっていただいて、県土の緑地保全に取り組んでいく必要があるのではないか。いわば企業も地域県民の一人として、県民と一緒に取り組んでいくような新たなステージに入っているのではないかと考えております。

こうして緑化について県として次のステップに踏み出す中で、企業にも県民や県とともに緑化に加わってほしいという考えで、県としてのこれからの緑地保全の取り組みに関する基本的な考え、方向性として、今回お手元に配ったものをまとめたものでございます。

A4横のカラーの資料にイメージ図として整理してございますので、そちらを見ていただきたいのですが、左側の黄色いところ、「県」の部分ですけれども、真ん中に「千葉の森」、（仮称）があります。これまで緑地、緑の質についてあまり環境面から物を申してこなかったところがございますが、先ほど申しました森林の機能について評価が高まる中で、地域の自然、植生、生態系といった視点が大事なのではないかと考えております。これまでも里山活動の推進とかそういった面での取り組みが一部なされてきておりますが、改めて「生態系」というキーワードを前面に出して、県としての森づくりに取り組む必要があるのではないか。こうしたものを「千葉の森づくり」ということでイメージとしてとらえてございます。具体的には、山砂とか残土の事業所とか、そういったところに新たな森をつくるとか、また、一つの木で占められているような、生態系的に貧弱となっている森を植えかえて豊かな森につくっていく、環境面で質的に高い森をつくっていく、こんなイメージで考えているところでございます。

次に、イメージ図の右の「事業者」のところですが、これまで緑化協定の中で確保してきた企業の敷地内緑化に加えまして、今回、協定制度の改定で設けようとしておりますが、敷地外緑地の確保というのがあります。それに絡めまして、「千葉の森づくり」の場に企業が敷地外の森をつくる際に地域住民とともに参加して、いわば「環境と企業の森」といったものができないかということを考えております。こうして、個々の「企業の森」より、より大きな効果が期待できるのではないかと考えております。こうして企業が集まって森づくりをするという仕組みを何とか図っていけないかと考えております。特に協定の締結企業は800以上ありますが、4分の3は5ha未満のわりと小規模な事業所ですので、そうした取り組みが

必要になってくるのではないかと考えております。

それから、こうしたことを行う上では、企業の意欲を高める仕組み、仕掛けというものも必要になってくると考えています。こうした誘導策といいますかインセンティブ、どんなものが効果的なのか、この辺も本日ぜひ委員の皆様からアイデアなりアドバイスをいただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、こうして「千葉の森」とか「環境と企業の森」がつくられてきた場合に、さまざまな利用が広がっていくことが考えられると思います。これは文章の「方向性」の2の(3)に書いてありますが、例えばこうした森が企業の社員とか地域住民の健康管理の場、メンタルヘルスの場として使われる。いわば健康の森、癒しの森として使われる。それから、豊かな植生とか生き物など生態系を間近に見ることができるということで、環境学習の場としての森の活用が考えられるだろう。それから、昔から自然の中で地域の暮らしが成り立ってきたということで、そういう体験をする場ということも考えられるのではないかと。さらには、地域との交流の場とか、さらに進めばエコツーリズムの場とか、さまざまな広がりが出てくるのではないかと考えております。それがいわば第二段階の活用になるかと思っております。

こうしたもののほか、新たな緑地保全の取り組みとして視野に入れておりますのは、また「イメージ図」のほうに戻っていただきますが、「県」のところで考えているのが公共施設における森林の取り組みということで、例えば県立の施設、いろいろな施設がありますが、こうしたところに県として積極的に木を植えていこうと。それから、既に一部行われていますが、県有林における森林の管理・命名権を企業に与えていく。県有林における「企業の森」、こうしたものは一部スタートしております。こういったものを広めていく。

それから、各種制度における緑化推進ということですが、例えば残土事業終了時の植林の内容の強化を図るとか、それから復元時における内容の強化といったものも考えられるのではないかと考えております。それから里山協定も、現在これはNPOを中心に検討の対象としておりますが、現在、企業の直接的な参加はしておりませんが、一定の条件の中で将来的には参加ということも考えられるのではないかと考えています。こうしたことは、また庁内関係機関とも今後調整していく必要があるわけですが、そんなことも考えられると思います。

それから、「基金制度の確立」というところですが、今でも環境再生基金とかいろいろな基金がありますが、なかなかお金のほうは予定したとおり集まっていないという状況がありますが、せつかくこういう基金があるものですから、こうした基金をうまく使って緑化の推進にも役立てていけないか。例えばNPO等が緑化の貢献をしたいとか、そういった場合に支援するような仕組みはできないか。または、基金そのものを使って緑地そのものの確保が図れないか、こんなことも検討していく必要があるのではないかと考えております。

それから、「支援措置」という囲みですが、企業やNPOとの緑化を含めた活動に何か支援はできないか。一定の補助や、良い活動を行っている企業等へ税の優遇措置といったことも必要ではないかと考えております。

そのほかとして、活動意欲向上策として、きちんとやっている人なり企業をきちんと評価する仕組みが必要ではないか。例えば知事の表彰ですとか、一定の緑の貢献をしている

企業を公表するようなこともできるのではないかと考えております。

それから、企業にさまざまな環境貢献活動をしてもらう。企業の選択肢を広げる意味でも、緑化に限らず、そのほかのさまざまな環境貢献活動を評価するような、そんな手法も考えられないか。ここでは「グリーンポイント」と書いてありますが、一定の環境貢献に対して点数で評価をするようなものも考えられるのではないかと考えます。

それから緑地の換算手法ですが、これはさまざまな緑地、樹林とか耕地等、これは同じ換算で評価していいのか。こういうことも、もしご意見があればいただきたいと思っております。

まだイメージ図ということで大変雑駁で申しわけないのですが、今後の新たな緑地保全に向けた取り組みとして現段階でこちらのほうで考えられるものを挙げてみました。委員の皆様から率直なご意見、アドバイスをいただければありがたいと思っております。

また、こうしたことは、「方向性」の文書の3の展開方法としても書いてございますが、こうした基本的な考え、方向性をきちんと議論した上で、国、関係機関、事業者、NPO等多くの関係者がいますので、こうした関係者と協議をして、県として事業化できるものを順次展開を図っていきたいと考えているところでございます。

以上が現在考えている「今後の県の緑地保全の取組に関する基本的な考え（方向性）」ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

近藤自然保護課長　　続きまして、議案第2号について説明いたします。

議案第2号をお開きください。

議案第2号は、ただいま説明がありました議案第1号を踏まえた緑化制度の見直しについてでございます。

4ページをお開きください。

まず、現行の緑化制度について説明いたします。

現在の制度は昭和49年11月30日に施行され、公害または災害の防止、その他生活環境を維持するために、4ページの表にございますように、この区分により10%または20%の緑化率で、企業と地元市町村及び県の三者で協定を締結しているわけでございます。

4ページの表の一番右の欄の「緑化の方法」、ここにありますように、現在の制度では、緑化とは「一定の割合で植栽した樹木によること」としております。

この制度により、現在までに800を超える企業と協定を締結し、造成された樹林は約1,200ha余となっております。この樹林によって人々に安心感や安らぎを与えるとともに、県民の生活環境を守ってきたところでございます。

ここで、資料3「参考資料」の1ページには、緑化協定の締結状況が示されています。

2ページから4ページには、緑化協定により造成された緑地の写真を載せてございます。写真番号①から③は、協定締結後に植栽して、その後30年を経過した現在の様子を写真に写してございます。この写真を見ていただきますと、木も大きく育ち、樹林を形成しているのがわかると思っております。

④は、植栽間もない緑地でございます。この緑地が30年経つと、今申し上げように、①②の写真のように樹林が形成されるということになります。

ここに資料として挙げたほかに、大きな写真をいま回しておりますので、そちらもご覧いただきたいと思っております。それは航空写真でございますので、上から見た緑地の姿がよく

わかんと思います。

写真⑤⑥ですが、この樹林は公害防止事業団が造成した森で、この管理は、現在、地元市が行っているところでございます。

もう1度議案綴りの4ページにお戻りください。

次に、2の「緑化協定制度と工場立地法との関係」について説明いたします。

千葉県では、工場用地について、緑化協定と工場立地法の両方が適用されております。工場立地法では20%以上の緑地保有を義務づけているところでございます。この場合の緑地は、樹木のほか、芝地、屋上緑地なども認めています。緑化協定では、先ほど説明したように、すべてが樹木である。ここで大きな違いがあります。工場立地法を超えた緑化基準を設け、樹林の造成に現在まで努めてきたところでございます。

次に、3の「見直しの背景」について説明申し上げます。

(1) 環境保全に対する取り組みですが、これは先ほど説明した議案第1号と同じでございます。

(2) 公害問題ですが、これは、企業が排煙脱硫装置の設置など公害防止に努めたことなどにより、着実に公害が改善されてきたということでございます。

(3) 本県の新たな産業施策の展開ですが、地方分権が進むとともに地域間競争が激しくなっております。地域の強みあるいは地域の競争優位性を生かした地域づくりを進めていくことが必要となっているという状況でございます。また、産業施策として企業が活動しやすい諸条件を整備することが必要となってきました。

このような中で、工場立地法では、都道府県及び政令市が条例を制定して緑地率の割合を定めることができるように改正されたところです。都道府県及び政令市の条例で定めることのできる緑地率の範囲は、5ページの中ほどの表に記載したとおりです。千葉県におきましても、現在、この法律に基づく条例の制定を検討しているところでございます。

ここで、千葉県の森林資源の状況などを参考資料に記載しておりますので、紹介させていただきます。

5ページは、千葉県の森林面積の推移などが記載されております。

6ページ、7ページの写真ですが、これは、現在荒廃した山林あるいは谷津田の状況を写真に撮ったものでございます。

8ページ、9ページですが、これは公害の改善状況がわかるグラフを掲載してございます。

10ページには、事業所数の推移、11ページには工業専用地域等の位置が示してございます。

もう1度議案綴りの5ページにお戻りください。

4の「見直し内容」について説明いたします。

(1) 基本的な考え方についてですが、

アとして、環境と経済の両立による持続可能な社会づくりを進めるための新たな緑地保全の仕組みを導入するということ。その中で、現在の緑化協定で造成された樹林はできるだけ残してもらい、あわせて経済の活性化にも寄与するような仕組みとすることとしております。

イとして、本県が進めている緑地保全などの各種環境保全に関する施策について、企業

の社会的責任による総合的な取り組みと積極的な地域貢献の協力を求めていくことにしております。

緑地保全などの各種環境保全に関する施策として、例示されているものの幾つかについて説明いたします。

まず、環境・新エネルギー分野の研究・技術開発とございますが、これは、千葉県で開催している京葉臨海コンビナート連携協議会や環境新技術開発事業化研究会においてリサイクル技術や燃料電池等の実証実験、技術開発に取り組んでいる企業活動を促進あるいは支援することにより、地域ぐるみで環境・新エネルギー関連分野の研究あるいは事業化を推進していくものでございます。

それから「工場敷地周辺への環境対策」とございますが、工場等で排煙・脱硫・脱硝装置の設置など周辺環境に配慮した施設の建設を各企業が推進することで、県民の安心・安全を守るということでございます。

「環境と企業の森」構想ですが、これは先ほど議案第1号で説明したとおりです。

続きまして、(2) 具体的な見直し内容について説明いたします。

アとして、緑化協定の対象とする緑地を、工場敷地内だけでなく、工場敷地外にも広げることとしております。これは、工場に起因する公害は着実に改善し、工場側から見た場合に、工場設備の増設等を行うときに工場用地を確保することの困難性などを勘案して、工場敷地外の緑地を緑化協定の対象とするものでございます。

イの緑化率についてですが、

(ア)として、工場用地の緑化率について定めております。これはすなわち、都市計画法の住宅地域、商業地域については、法律上、工場と住宅が混在することも可能でございます。現にまた、混在している例もございます。このことから、緑化率を20%以上としてございます。工業地域、準工業地域については、工業地域が学校、病院、ホテルなどの建設が制限され、準工業地域は環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域であり、環境悪化の大きい工場等の建設が制限される地域であることから、緑化率を15%としております。工業専用地域については、もっぱら工業の業務の利便を図る地域で、住宅、商店、学校、病院、ホテルなどの建設が制限される地域でございます。そうしたことから、緑化率を10%としたところでございます。

(イ)として、緑化率が20%未満の工場については、将来において、工場敷地内外で緑化率が20%以上となるように努めてまいります。このことは、我が国でも有数の緑豊かな環境対策が進んでいる本県の工場地帯でございます。これは企業と自治体の協力により進めてきた取り組みの成果であり、今後もこの姿勢を堅持することが重要であると考えております。

(ウ)として、住宅用地及び流通基地などの用地についての緑化率10%ですが、これについては変更いたしません。

ウの緑化の方法としては、現在はすべて樹木としているところでございます。今回、芝地、屋上緑化、壁面緑化にも景観の向上や就業環境の改善効果が見込めるということから、協定の対象にすることとしております。ただし、芝地などと比べ樹木のほうがやはり緑地としての効果が高いということから、工場の敷地内外で樹木については10%の緑地を確保していただく。そして、樹木による緑地は極力工場の外周に配置していただくというこ

ととしております。

エの市町村の特例ですが、現在、県内では 14 の市町が条例あるいは要綱を制定しております。これをもちまして緑化協定を締結することとしております。これは参考資料の 12 ページに 14 の市あるいは町の緑化率を載せてございますので、参考にしていただきたいと思っております。

その内容ですが、この多くは県が協定の対象外としている 1 ha 未満の事業場用地を対象としておりまして、緑化率等は県と同じとしているところが多い状況でございます。しかしながら、例えば浦安市では地区を定めて倉庫などの緑化率を 20%にするなど、県が規定しているものより上回る場所もございます。このような場合、緑化協定では市の規定を適用して協定を締結しているところがございます。今後も、市町村は地域の実情に応じて緑化率等の設定ができることといたします。

オの協定履行状況の確認ですが、これは現在までは報告等を行っておりませんでした。これを 5 年に 1 回程度、事業者から報告を求めまして、協定に基づく緑地が適正に管理されているかどうか、こういったことを確認して、必要に応じて助言、指導を行うこととしております。

カの現行協定の改定ですが、これは工場の設備の増設等の際に必要なに応じて企業ごとに行うこととしておりまして、現在の協定で造成された樹林はできるだけ残してもらうように考えております。

キの施行日ですが、平成 18 年 4 月 1 日を予定しております。

最後に、7 ページに緑化協定制度の現行と見直し案の対比表を示してございますので、参考にしていただければありがたいと思っております。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

田畑部会長　それでは、第 1 号議案と第 2 号議案の説明がありました。順を追ってご意見あるいはご審議いただくのがよろしいかと思っております。

米田環境生活部長　長々とお説明申し上げたところですが、私のほうからコアになる考え方みたいなものを参考までに申し上げたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

田畑部会長　はい、どうぞ。

米田環境生活部長　千葉県は今まで、工場立地法そのものもあったのですが、それを越えたところで千葉県は緑化協定という紳士協定を、企業と、その地域の市町村、県、この三者で結んで、工場立地法よりも厳しい規制で工場の中の緑地をしっかりと守らせることによって、工場と住宅地（県民が一般に住んでいるところ）の間にバッファーをつくって公害問題から県民を守ってきた、模式的に言うともうそういう形になっています。もちろん木が大きく育って、この写真でご覧いただいたとおり、景観も非常によくなってきているということもでございます。

ところが、規制をつくってからもう三十数年経っておりまして、昭和 49 年ですから 1974 年ですか、ですから 30 年以上を超えまして、公害を取り巻く状況も、これは委員の先生方はよくご存じのとおり、公害問題から環境問題というふうな、今までの特定の排出場から出ていたものをたたけばそこは直るといようなことではなくて、工場（出すほう）も我々県民のほうも加害者であり被害者であるみたいな形の、いわゆる環境問題とい

うことで問題が変わってきたのですね。それに対する対処というものを一つ大きくしなければならぬという問題が出てきた。

もう一つは、工場の規制というものが紳士協定である緑化協定によって抑えられてしまっていますと、例えば技術革新などで新しいラインを組もうかということになりますと、企業の中で敷地が確保できないというようなことで、千葉県内では新しい事業展開ができないので、やむを得ないので、ゆるい県外のほうへ出ようとか、あるいは海外へ行くということも出てきます。そうしますと、千葉県内の経済に対する影響は非常に大きい。そこで、県全体として見ますと、協定による緑化保全をある程度緩和して、しかし緩和した部分は、今、イメージ図でいろいろお話し申し上げましたが、今までになかった新しい手法で、緑地の維持だけではなくて、健康であるとかいろいろなところの概念も入れながら、新しい施策を打ち出すことによって、それを越えた環境問題に対する対応をしようということは今考えているわけです。

田畑部会長　　そういう基本的な考えで、今回、先生方にお諮り申し上げたということでございます。どうもありがとうございます。

最終的には、第1号議案、第2号議案と説明を続けてきているのですが、見ておいてくださいという第2号議案の最後の「現行・見直し案対比表」、要するにこれがきちっとされればよいという話ですね。いろいろと説明を聞きましたが、要はそうだと思うのですが。

見直し案の対比表がありますが、例えば敷地外緑地を現行は認めていない。いろいろ検討した結果、基本の方針及び第1号議案、第2号議案で見ると、見直し案では敷地外も認めると。その認め方をいろいろ説明いただいたわけですね。

それから緑化率についてもここに書かれているような話で、ある意味では緩和するのだけれども、緩和した分にはムチを打ちますよ、要するに緩和策が外にも行った、あるいは中でもあり得ると、そういう話にもなるような気もしますが。例えば、都心部の高層ビルの足元に公開空地をつくっていて、公開空地を設けたら容積率を上げますと、そういういろんな緩和策を取ってきているわけですが、ちょっと似たような雰囲気もないでもないですが、それほど厳しい話はないですが、そんなこともあり得るということ。

それから、方法についても、新たな展開をしよう。要するに、千葉県らしい、今まで先取りしてきた方法をさらに先取りしていきましょう、企業の方々にも非常に有益な制度であるような、そういう内容にしよう、こういうことのようなのですが。

それから、その他ということで、先ほどは「見ておいてください」と言われましたが、ちょっと補足させていただきました。

そんなことで、別々に第1号議案、第2号議案と言わずに、関連していますので、質問を受けたり、あるいは審議されたらよろしいかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

親泊委員　　米田部長の説明で、非常にクリアにわかりました。やはり千葉県環境保全を中心としているので非常に大事ですけれども、経済のバランスも非常に大事だということも理解できますので、こういった原案というのもわからなくはないのですが、一つは、「2割以上となるように努めること」というのは努力目標で、規制ではないのですね。私としては、これは現行どおり確保してほしいというのが一つと、今度は、その仕方として、もう少し緩和してもいいのではないかと。例えば外での担保の仕方ですけれども、それを企業自体が

緑化するのではなく、緑化するNGOとかNPOといったものを企業が経済的でも何らかの形で援助することによってその緑化が担保される。

もう一つは、緑化の種類として、樹木だけでなく、芝生とか壁面緑化というのも入れてもいいのではないか。さらに、花とか野菜とか、もう少し種類を増やすことによって、花と緑ですか、そういう緩和の仕方をすれば、もう少し企業としても楽だろうし、工場の従業員にとっても、緑を保つというのは生産性を維持する上では非常にプラスだと思うのです。

だから、私個人の意見としては、2割は担保してほしいのだけれども、その仕方についてももう少し柔軟性を持った仕方に対応させたらいかかなものかなと。

田畑部会長　ありがとうございます。その辺は十分検討されているのではないかと思います。

それにプラス、水面はなぜ今回は入らないのかと思うのですが、何か意味はありますか。今の親泊委員のお話について何かお答えすることがあれば、どうぞ。

鮎川自然保護課保全企画室長　2割は努力目標というのは、そのとおりです。2割になるように、いま親泊委員が言われたようないろいろな方法はこれから考えていきたいと思っております。花壇が入るかとか、具体的なものについては、まだ、どこまで入れるか……。換算率等の関係もありますので。屋上緑化とか芝地とか壁面緑化は認めます。花壇とかそういうものを認める、あるいはNPOを援助するという場合、緑化協定は例えば20%を目標にするというときに、その20%に行く中で、例えば援助した場合は何㎡分に相当するとか、そういうものをこれから考えていかなければいけないと考えています。

それから部会長さんが言われた水辺については、今まだ考えたものはありません。なぜ含めないかということについても、緑化協定ということで緑地を中心に考えていましたので、まだ考えておりませんでした。

米田環境生活部長　NPOに対する援助を評価するということは、実は非常にいいお話だと思うので。私どもの議論の中でもそれは出てきました。どういう方法でやるか。NPO法というのがありまして、寄付には税金がかかる等のことがありまして、そのところは親泊委員がおっしゃったような形は非常にいいなと我々は考えておりますが、その辺の法律的なものは何だろうかということは今から研究させていただきたいと思っております。

遠藤委員　800を上回る企業と防止協定を結んでいるわけですね。実際にその企業の人たちに意見を聞いてみましたか。例えば工場の敷地を見ると、ほとんどが外周に植樹してありますね。真ん中に公園をつくったりなんて、そういう会社はないはずですから。これはどの程度企業にとってプラスになるのかどうか。その辺はどうでしょうか。

近藤自然保護課長　主立った企業と3回、4回と協議をいたしまして、確かに企業の皆さんも外周は残していきたいという意見がございます。今までは、緑化協定そのものは樹木だけを認めておりました。今度の改定案では、先ほど申し上げましたように、壁面緑化、屋上緑化といったことも認めていくことにより、中にも多少樹木はもちろんございますが、そういった樹木を切ることによって増設することが可能になってくる。ですので、企業にとってもこれは有効なことになると思います。ただし、減った分については、これは10%の範囲内になりますが、樹木を必ず敷地内外で確保していただきたい。基本的には、外周は企業の皆さんは残す方向で考えているというのが、私が率直に受けた感じでございます。

遠藤委員　さっき、800の企業の4分の3が1ha以内と、確かそういう説明がありましたね。

おそらく外周だけやったら、それで十分これがクリアするんじゃないでしょうか。企業を巻き込むのであれば、企業のメリットは何だろうかということ。喜んで飛びつきますよというものがなければ。その辺はどうですか。

田畑部会長　質問の内容は、外周で 10%残っていれば、何もそんな変える必要はないと、そういう意味のことですね。

遠藤委員　そうです。ほとんどそうでしょう、今。

米田環境生活部長　これは4月1日から施行するというふうにお願いしていますが、4月1日から800以上の企業全部にこれに右へならえをさせようということではありません。これが一つ前提です。必要があった企業については、その都度相談していただければ、この範囲内でいろいろ協定を動かしましょうということです。

田畑部会長　必要な企業はどのくらいありますか。

米田環境生活部長　そのところは、まだはっきりしていません。

それから先生ご心配の中小企業とかそういう小さいところ、対象にはなっているけれども小さいところ、そうしたところは、現在守られている緑地率 20%をお願いしますとは言っていますが、実際は 10%程度のところもあり、それはそれでそのまま現状のまま認めていこうではないかというのが根底にあります。

遠藤委員　多少、幅があるということですね。

米田環境生活部長　そうです。

遠藤委員　わかりました。

渡辺環境政策課政策室長　先ほど申された中で、800以上の企業の中で、4分の3が5ha未満でございます。

田畑部会長　はっきりそれは言えないかもしれないけれども、アジア地域のどこかに進出されてしまうという情報が入ると、そんな敷地目いっぱい、ぎりぎりいっぱい使わないとできないような工場も出てきたのかなと思うものですから、そういうものに対してもう少しお考えいただいたらどうですかと、そういう意味でご質問されたのですね。

広瀬委員　まず第1号議案ですが、これは質問というよりも要望になりますが、県の施策として基金制度の確立をやっていくよということで、既存の基金制度を一応利用していくという説明があったわけですが、私が承知しておりますのは、環境部、農林水産部、都市部の100億を目指している緑化基金ですか、そういう形が主体かなと思っておりますが、あの緑化基金では事業者からの寄付行為については特にうたっておりません。といいますのは、千葉県緑化推進委員会というところで別途基金をつくっております。それとの競合という形もあって、県の財政でやっていくよという形をしているものですから、今後詰めていく上でみどり推進課と十二分な協議をしていただければと思います。よろしくお願いします。

それともう一つ、第2号議案のほうですが、先ほど親泊委員から話がありましたように、5ページの下から6行目ぐらいですか、緑地保全などの施策に対しての貢献度というのは何らかの形でポイント制をしてもいいのかなというふうには感じております。

それから、全般を見まして、緑化と保全とちょっと交錯しているかなと感じます。緑化を20%の緑化率でやっていくとしたときに、土地そのものは新たな裸地とか森林以外のところを指しているのか、それとも、6ページの中段で「里山の保全」というのがありますが、既に森林化されているところを何らか手を加えてさらによくしていくというのも入

っているのか、その辺がもう一つ見えないかなという感じがします。

近藤自然保護課長　今の広瀬委員の質問ですけれども、一つには、今ある企業がそれぞれお持ちの自社用地あるいは借地も認めると同時に、例えば山砂を取った後の荒れた土地に新たに植樹をしていただくということも考えの中には入ってございます。

広瀬委員　あくまでも木を植栽する、緑化を図るというふうな面積カウントでしていただければありがたいなと思います。

米田環境生活部長　そこですが、ちょっと補足しますと、広瀬委員がねらっておられる新たにつくるということ、それは非常にいいことですが、写真でご覧いただいたとおり、いま千葉県の山は大分荒れてきています。そういったことをNPOの人たちも心配して、里山協定を結びながら一生懸命やっている。それもまた大事なことだと思います。これは評価といったら、これはなかなか評価しづらいですけれども、例えば換算率のパーセンテージを、全く裸地から新しく立ち上げるのだったらこれは100%やってあげましょう、保全だったらお金を大分出していらっしゃるのでこれは*%にしましょうとか、この辺またいろいろ研究する余地が大きくあるのですが、おっしゃるとおり、みどり推進課であるとか県庁内のいろいろな部署と協議しながらその辺また詰めていきたいと思います。

原委員　まず、第1号議案といいますか、最初の取り組みのほうに関してですが、ここは環境審議会の自然環境部会ということで、環境保全の立場からコメントさせていただければと思いますが、20世紀というのは、例えば先ほどの参考資料の5ページ、森林面積がどんどん減ってきているという状況で、例えばメダカがいなくなったとか、今まで普通に見られた自然が失われたというのが、21世紀になって戻ってきたな、よりよく環境が戻ってきたなという自然にしたいなというのが、私の希望でもあり、環境行政にかかわる皆様のお心だと思いますが、そういった観点でぜひ後退しないようにといたしますか、経済との両立はもちろんですが、千葉県の環境がよりよくなるような形でこの制度も進めていただければと思います。

その観点で、第2号議案のほうですが、まず質問ですが、敷地外というのは、いま説明がありましたように、自社用地とかそういったところを想定なさっているわけですね。

近藤自然保護課長　自社用地だけではなくて、私有地であっても結構ですし、現在考えていますのは、千葉県内のどこか。これは、まだ市町村とも話し合いをしていかなければいけない問題と考えていますので。今の考え方としては、県内の山林あるいは荒れた土地に植林をするとか、そういったことをイメージしております。

原委員　そういった点は、地域性というところをいろいろ検討していただきまして、千葉県内、南の房総丘陵のところ、下総台地のところ、もしくはこういった新たに開発されたところ、それぞれ特性がありますので、その特性に応じたいろいろそういった施策を進めていただけるような内容にしていいただければと思います。

それから、壁面緑化というのは、いろいろなところで今進められているようですが、これは質問ですが、私はこの辺不勉強ですが、面積の計算というのはどういう形でなされるのでしょうか。

鮎川自然保護課保全企画室長　壁面については、「壁面の長さ×1m」と考えています。

原委員　であれば結構ですけれども、壁面の面積だけということはないと思ったのですが、立体的な厚みを持たせたような形で、代替になるような施策を進めていただければと思いま

す。

それから、先ほど水辺云々とありましたが、先ほど第1号議案で説明があったように、「生態系」というのはキーワードだということでしたが、そういった観点から見れば、水があって、その周りに湿生植物を植えたようなビオトープ的な役割を果たすところが、工場緑地内にも大分増えているということで、これはCSRという言葉がありました。最近、生態学会のほうでも企業内緑地の生物多様性保全にかかわる意義は随分認知されつつあるのです。せつかくこういう施策をなさるので、そういったところにも配慮したような手を打つこともどこかでお考えいただければありがたいと思います。

田畑部会長 それはお答えいただかなくていいですね。これから検討していただくということだそうです。

吉行委員 緑地保全の取り組みに関する基本的な考えというのは異存ございませんが、二、三教えていただきたいことがございます。

例えば、私、風土記の丘というところがございますが、あちらを調査したこともあるのですが、あちらはノネズミもいますし、ノウサギもいますし、野鳥もいますし、皆さんがうたっていらっしゃる「健康・癒しの森」として、「学習の森」として非常にいい状態ではないかと私は考えたのですけれども、そういうふうに従来非常にいい状態で残されているものについては、先ほどの広瀬委員のこととも関連があるのですが、おぼろげながらよく把握することができましたけれども、今後「千葉の森」というネーミングで取り組むということに対して、従来のものはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、その辺をお教えいただきたいのですけれども。

渡辺環境政策課政策室長 現在も、例えば県民の森ですとか、いま言われた房総風土記の丘、そういったところでそれぞれの森があって、そうした機能も一部十分果たしているということも承知しておりますが、先ほど申しましたように、新たなこれからの施策として積極的にそういった視点を取り込んで、結果としてそういう機能があったということではなくて、積極的にそうしたものを環境サイドとして施策として出していけないかということが今の基本的な考え方です。今までのものとも当然連携とかそういったものは図っていかねばいけないと考えております。

河添委員 私は、小学校などで自然観察のお手伝いをしております。今のところ、学校とかすぐそばの公園みたいな、ふだん子どもたちが遊んでいる場所で自然観察をするようにしているのですが、学校が住宅街の真ん中にありますと、貧弱な植栽しかされていない。公園も、安全のこともあってボコボコに切られてしまっていて、葉っぱとか枝を子どもたちが観察することもできないという状況がとて増えてきてしまっています。環境教育の場というのは、立派なものが遠くにあるのではなくて、子どもたちにとっては身近なところにあることが絶対に必要なんですね。ふだんしょっちゅう行くようなところに必要なんです。そういうことを考えていきますと、各工場で緑地みたいところを少し多様性のある緑地にしていただいて、そういうところを開放するというのを考えていただくと、工場ですと、県内いろいろなところにあるわけです。そういうことも少し考えていただきたいというのが一つです。

もう一つは、質問です。5年に1回報告を求めるとのことですが、報告を受けたらどうなさるのでしょうか。受けっぱなしということになりますと、特に今までのように事業

所内だけであれば、だんだん減っていくというのが地元の住民にも見えてくるけれども、よそこにもあるよとなれば、事業所のところがとても減っても見えてこないというのがあるのですね。そういうことをチェックするには、報告を受けたときにきちんと県で報告どおりになっているかどうかチェックしていただきたいという気持ちがあるのですが、そこら辺はどんなふうになっているかということをお尋ねしたいと思います。

近藤自然保護課長　これは報告を受けて、チェックをもちろんいたします。そうしたときに、協定どおりに仮になっていない状況がございましたら、協定どおりにするように助言や指導をしていきたいと考えております。

長谷川委員　近県の東京、埼玉、神奈川、首都圏ですね、これについては緑化協定は、千葉県と違った形になるのか、その辺の状況がわかったら教えてもらいたいのですが。

近藤自然保護課長　関東近県ですが、茨城、栃木については緑化協定の制度はございません。群馬県については、制度はございますが、9,000 m²以下の工場に適用しております。埼玉県におきましても、制度はございますが、「工場立地法の適用事業所を除く」ということになってございます。神奈川県も、制度はございますが、工場立地法適用事業所を除く。東京都も、制度はございます。そして、これは緑化率の換算方法が、計算式は非常に複雑ですが、ございます。

親泊委員　先ほど広瀬委員がおっしゃったのですが、緑化と保全とを混乱しているという話から、結局、今回、こういった時代になって、むしろ緑化協定というよりはアメニティ協定ですか、そういった部分に変わってきているのだと思います。そうすると、樹木だけではなくて、水辺とか花とか野菜とか、生活環境を担保して周辺住民に迷惑をかけない形はどうすればいいか。そうすると、10%に減らしてもいいという工場ほど、本当は2割必要だったりするわけです。例えば柏のサントリー工場は、あれは森林の中に工場をつくっていて、むしろ地域住民がいつも遊びに行きたい工場ですね。そうかと思えば、袖ヶ浦のほうは、高い煙突が並んで、もっともっと緑が欲しいというイメージがあるので、緑化、緑化ということから、今の時代に合わせてコンセプトを変えないといけない。

今までは、市街化の一極集中を心配して、いわゆる用途地域における利用の仕方があったのですが、今、どちらかという和生活環境が郊外に流れていますね。そうすると、工場に対するインパクトが地域住民にわりと影響が出たりする場合があるので、生活空間の変化というのも考慮に入れて考えないといけない。そうすると、具体的に私は工場の種類はわからないのですが、精密機器とか、こういった自然環境を大事にしないと生産が成り立たない工場の種類と、そうでないがあるので、工場、工場と一律に切り捨てるわけにもいかないのかなという気がします。

それからもう一つは、一律同じ種の樹木ということから、むしろ在来種を使う。その地域の固有の景観をできるだけ使うような、つくり出すような、そういった規定を入れていったほうがいい。今、ニュージーランドは、むしろ庭づくりにも在来種を取り入れるという形で、しかも花だけではなくて、むしろ地域固有の景観の復元みたいなものを街の中で始めていますね。そういったものも工場緑化に取り入れられたらいいんじゃないかという気がします。

田畑部会長　関連してですが、話を聞いていると、どうも「緑化協定」という言葉自体がだんだんなじまなくなっている、そんな感じですが、これは事務局側では余り疑問視しな

かったのですか。

米田環境生活部長 確かにおっしゃるとおり、広瀬委員からもご指摘ありましたけれども、緑化と保全が交錯している、ごっちゃになっているよという話なんだろうと思いますが、今までの緑化協定というのは緑化でありまして、いわゆる植えていくということ、緑をきちんと守りなさいというところまでだった。ですけれども、これだけ 30 年経って木も大きくなっていろいろな状況が変わってきて、それから煙突がたくさんとおっしゃいましたが、ある煙突だとしても、煙突から出てくるものの大気に当たる影響は以前よりずっと少なくなっているというところもある。そんなところを踏まえて、外へ打って出たときに、これは工場の敷地内は 10%の樹木を確保してくださいというのがちゃんと入っています。それが 5%なり 7%になったときには、「10%－5%」の 5%というのは、できなかった 5%というのは、芝地でもいいけれども敷地外にきちっと樹木を持ってくださいよという話になっているわけです。外へ打って出て、それは保全してくださいと。だから、今までのイメージにプラス保全のほうも入ってきた、そこまで少し広げたという意味です。

田畑部会長 事務局内でも十分議論されたようですが、緑化協定というのは、話を聞いていますと、ここで急にそんな名前を変えられないでしょうけれども、後で読みかえることはできると思うので、精神としては中身の話はよくわかるのですが、それを緑化と言おうとするものだから、そこに無理が生じているので、どうせ変えるなら、緑地管理とか、緑地管理基準、緑地整備〇〇とか、木を植えることだけではないということと言えるような文言にしてもいいのかなと。今から変えられるかどうかわかりませんが、その辺、ご検討いただければ。緊急にそういうことが可能ならば。

米田環境生活部長 精神としては親泊委員のアメニティ協定に非常に近づいてきてはいるのですね。ですけれども、まだまだ先生がおっしゃるようなものには程遠いという状況です。やっと一歩踏み出したというような感じです。

田畑部会長 程遠くはないのだけれども、議論する時間がちょっと足りない、こういうことなのかもしれませんね。

米田環境生活部長 多分、走りながらいろいろなことを考えていかなければならない協定になると思います。

田畑部会長 だから、アメニティという言葉は多分難しくなるから、緑地管理協定とか、管理とかそういう話が、里山管理とか何とか管理という意味で入れればいいのかもしれないですね。もっと広がるかもしれない。緊急にご検討を。検討した結果、緑化協定でいくということであれば、この部会では皆さんご協力いただくということになるかと思いますが、ちょっと時間切れになりそうなのであれですが、一応検討いただくということでいかがでしょうか。

特にここだけこうしろというご意見のある方は、どうぞ。

もしないようでしたら、難しいご意見をたくさんいただきましたので、鋭意検討していただくということにさせていただいて、次回 2 月 9 日というのは先ほどご案内のように決められていますので、部会報告をきちつとしないといけませんので、環境審議会に報告し、その日の午後には答申しなければいけないという段取りになっているようですので、そのような段取りに間に合うように中身を詰めないといけません。事務局で、その辺どうぞ。

近藤自然保護課長 実は、いま議長からも話がありました、大変期日が迫っております、

委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。本来ですと、2月9日の会議の前にもう1度部会を開催するという事だと思っておりますが、なかなか期日が限られておりまして、開催するのも難しいという状況でございます。したがって、本日、皆様からいただいたご意見を踏まえまして、事務局で部会報告の素案を作成させていただきます。それで委員の皆様にお送りしたいと思っております。そうしまして、2、3日の期間を置きまして、この素案に対する皆様の意見をいただき、これをもとに素案を修正して、部会報告の原案を取りまとめ、部会長の了承が得られましたならば、次回の部会の直前になるかと思っておりますが、事前に委員の皆様方にお送りさせていただきたいと思っております。次回の部会においては、この部会報告の原案をもとにご審議いただきたいと思っております。

このような方向で考えておりますが、いかがでございますか。

田畑部会長 進められるかどうか、大変でしょうが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

田畑部会長 ありがとうございます。

では、そんなふうに進めていかれたらよろしいかと思えます。

部会長の承認をと言われても、そんな時間があるかどうかわかりませんが、いきなり答申書が走り出して本審議会に行ってしまうかもしれませんけれども。部会報告をきちんとまとめていきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

原委員 タイムな日程ですので疑問点はきょうのうちになくしておいたほうが良いと思っておりますので、1点だけ伺いたいのですが。

この協定といいますか、新しい制度を読みますと、例えば第2号議案の5ページで「具体的な見直し内容」というのが提案されていまして、「緑化率は工場が立地する地域により次のようにする」と。この割合ですが、その次のウを読むと、緑化の方法は、内外の緑地においては、これはちょっとわからないのは、最低限工場内で担保する緑地というのは、例えば10というものは、ここから読めるわけですか。

近藤自然保護課長 これは、例えば樹木を工場内に5%残した場合には、敷地外で5%設けてくださいということでございます。

原委員 極端な例を言ったら、工場内ゼロでもよろしいですか。

近藤自然保護課長 これは極端に申し上げますと、樹木がゼロということもあり得るということですが、これは企業の皆さんともいろいろ話をしてございまして、決してそういうことはないというふうに私どもは伺っております。

原委員 工場立地法では、内外というのではないわけですね。そうしますと、先ほど各県のいろいろな状況を伺いましたが、神奈川、埼玉云々よりは結構ゆるいといいますか、整備がしやすい制度になったと理解してよろしいでしょうか。

米田環境生活部長 これは一番大事ですから申し上げますと、工業専用地域は10%以上の緑地を取りなさい、これは絶対守ってもらいますと。緑化協定の上で、ウの一番下ですが、樹木による緑化率10%を確保してくださいと言っています。ということは、二つ合わせますと、工業専用地域の中では緑化協定を結んだ工場は樹木で10%持つてくださいということです。樹木で10%を切って5%になって、でも芝地は5%あって、トータルで10%というときは、それは工場敷地内はいいのですが、樹木の10%を切ったから5%の樹木は外で持つてください、外で持つときにはいろいろなメニューがありますよというこ

とになるわけです。ちょっと複雑ですが、そういう担保の仕方をしています。

近藤自然保護課長 申しわけありませんが、「緑化の方法」の中で、「工場等の外周には、樹木を極力多用することとする」ということを掲げてございますので、ゼロにされるということは、先ほど申し上げましたが、そういうことはないと解釈しております。

田畑部会長 ありがとうございました。

あとはいかがでしょうか。

きょうのところはいろいろ意見が出ておりますが、特に付け加えることはありませんか。

米田環境生活部長 「次第」の最後に意見書提出先というのがございます。ファクスの場合は何番、電子メールの場合は何番とあります。また先生方、お帰りになってお気づきになった点がございましたら、ここに送っていただいて、またこちらでも適宜対応させていただきたいと思います。

田畑部会長 それでは、いろいろなご審議をいただき、いろいろな内容について意見も出たし、それをもとにしてまとめることにしたいと思います。

6. 閉 会

田畑部会長 本日はこれで議事を終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

司 会 どうもありがとうございました。

— 以上 —